



非管理文書

別記第13号様式(第20条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 許可証
処 分 業

許 可 番 号	北広環境指令第28号
営業所(処分業にあつては 処理場)の所在地又は住所	北広島市北の里70番3・70番5
営業所(処分業にあつては 処理場)の名称	北広島エコファクトリー
事 業 の 区 分	一般廃棄物処分業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(紙くずに限る)
営 業 の 区 域	北広島市全域
許可の有効期限	令和4年7月22日から令和6年7月21日
許 可 条 件	関係法令を厳守し、適正に一般廃棄物の処分業を 行うこと。

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第40条第2項の規定により、
上記のとおり許可する。

令和4年6月2日

北広島市長 上野正

